

令和8年度

堺市 霊園

使用申込のしおり



堺市霊園内の墓地使用者の募集を行います。募集を行う墓地区画は返還された墓地区画で、未整備のまま区画の使用者を募集し、墓地使用者確定後、令和9年3月31日までに当該墓地区画の巻石撤去などの整備を行います。

また、墓地区画には、抽選募集の区画と先着順募集の区画があります。

※巻石が撤去されていない区画もありますが、巻石付きでの募集ではありません。

ご使用開始時までに巻石を撤去しますので、更地で使用していただけます。

日程

堺市霊園のご使用については、「申込資格」（4ページ）や、「ご使用に際しての注意事項」（9ページ）がありますので、この「しおり」をよくお読みになったうえで、お申し込みください。

1. 抽選募集区画のお申し込み受付（4ページから7ページをご参照ください。）

令和8年 9月15日（火）	】 受付期間（霊園管理事務所窓口だけでなく電子申請や郵送〈9月30日の消印まで有効〉でも受付）
～9月30日（水）	

10月11日（日） 抽選日

10月16日（金） 抽選結果通知発送日

10月31日（土） 当選者の方の、使用許可申請手続きの締切日

令和9年 4月 1日（木） ご使用開始日

2. 先着順募集区画の申込受付

・使用許可申請の受付

10月25日（日）～11月24日（火）

霊園管理事務所窓口

午前9時～正午、午後0時45分～午後5時00分

《お願い》

受付初日は混雑が予想されますが、熱中症やその他の事故防止の観点から、早朝からお並びいただくことはご遠慮くださいますようお願いいたします。

早朝からお並びいただいても、午前9時に来られたものとして受付いたします。

午前9時時点で複数のお申込者がおられた場合は、公平を期すために、受付の順番を抽選（墓地区画の抽選ではありません）で決めさせていただく場合があります。

・受付場所

堺市霊園管理事務所（堺市立霊堂管理棟1階）窓口

※ 記載事項の確認がありますので、申請者ご本人またはご家族の方が、直接申請を行なってください。

※ 必ず現地をご確認のうえで申請を行なってください。

※ お申し込み後の区画変更はできませんのでご注意ください。

◎必要書類

・堺市霊園使用許可申請書および誓約書をそれぞれ1通ずつ

⇒申請書、誓約書は、ともに堺市霊園管理事務所に備えてありますので、窓口でご記入いただきます。

・令和8年9月1日以降に発行された申請者ご本人の住民票1通

※ 世帯員全員と本籍地が記載されているもの。ただし、マイナンバーの記載がないもの

➡ 各種申請手続（巻石の設置や墓碑建立等の工事許可申請、埋蔵届など）は、ご使用開始日（令和9年4月1日）以後の受付となります。

募集墓地

○所在地：堺市南区鉢ヶ峯寺地内

○名称：堺市霊園

1 区画数

抽選対象の墓地区画（12区画）

面積	2.6㎡ 12区画	区画名	こぶし
		区画数	12

先着順の墓地区画（361区画）

面積	2.6㎡ 39区画
----	--------------

区画名	こでまり
区画数	39

➡4.0㎡を2.6㎡に再整備した区画です
詳細は10ページをご参照ください

面積	4.0㎡ 173区画
----	---------------

区画名	P	りょうぶ1	りょうぶ2	りょうぶ3
区画数	18	2	5	3
区画名	こなら	なんてん	つつじ	くちなし
区画数	13	7	18	13
区画名	じんちょうげ	にしきぎ	つばき	はくちょうげ
区画数	26	9	11	16
区画名	うつぎ	かえで	はぎ	
区画数	11	13	8	

面積	6.0㎡ 122区画
----	---------------

区画名	P	そよご1	そよご2	そよご3
区画数	11	6	3	3
区画名	くぬぎ	あじさい	さざんか	つばき
区画数	5	11	3	4
区画名	ゆきやなぎ	あせび	れんぎょう	かえで
区画数	17	17	9	5
区画名	えにしだ	いぶき	うつぎ	はぎ
区画数	8	5	2	5
区画名	はなみずき			
区画数	8			

面積	8.0㎡ 14区画
----	--------------

区画名	さざんか	むくげ	はなみずき	つげ
区画数	2	5	1	6

面積	12.0㎡ 9区画
----	--------------

区画名	もくせい	むくげ	はなみずき	つげ
区画数	3	2	2	2

面積	16.0㎡ 4区画
----	--------------

区画名	もくせい	つげ
区画数	2	2

2 使用料

1 m²あたりの使用料は、420,000円です。

※ 墓地区画の売買代金ではありません。永年使用料（墓地区画を永年にわたってご使用いただくための使用料）になります。

面 積	使 用 料
2. 6 m ²	1,092,000円
4. 0 m ²	1,680,000円
6. 0 m ²	2,520,000円
8. 0 m ²	3,360,000円
12. 0 m ²	5,040,000円
16. 0 m ²	6,720,000円

3 管理料

施設の共用部分や園路の清掃・除草・樹木等の手入れ、照明・水道・その他の維持管理に使用するものです。

管理料は、1 m²あたり年間1,500円になります。毎年4月に1年分を納付していただきます。（納付書をお送りします。）

なお、管理料は改定する場合があります。

面 積	年 間 管 理 料
2. 6 m ²	3,900円
4. 0 m ²	6,000円
6. 0 m ²	9,000円
8. 0 m ²	12,000円
12. 0 m ²	18,000円
16. 0 m ²	24,000円

《ご留意事項》

墓地区画内の清掃や除草等は、巻石の設置や墓石建立の有無にかかわらず、ご使用者様ご自身でお願いいたします。

申込資格

お申し込みをされる方は、次の2つの要件の両方を満たしている必要があります。

- 1 令和8年9月1日時点で堺市内に住所（住民登録）があって、使用開始日まで引き続き堺市内に住所があること。（令和8年9月2日以降に堺市に転入された方は、今回の申込資格はありません。）
- 2 申込者ご本人または、その世帯員の方が堺市霊園の使用者ではないこと。（霊堂は除きます。）

個人情報の取り扱いについて

- ・ 墓地区画お申し込みの際に記入いただいたお名前やご住所等の個人情報は、今回の空き墓地募集の事務手続き以外には一切使用いたしません。
- ・ また、個人情報は適切に管理し、第三者への開示や提示も一切いたしません。
堺市暴力団排除条例に基づき、必要に応じ、関係機関に情報を提供することがあります。

注意事項

- 1 抽選募集区画をお申し込みで抽選に外れた方は、先着順募集区画へお申し込みいただけます。
- 2 募集区画へのお申し込みは、1世帯につき1区画とします。
- 3 抽選募集区画当選後の当選の権利譲渡や、お申し込み受付後に墓地の使用権を譲渡することはできません。また、使用許可を受けた方（使用者）以外の方に使用させることもできません。
- 4 お申し込みされた方が次のいずれかに該当したときは、お申し込みの受付を無効とさせていただきますのでご注意ください。
 - ① お1人で2区画以上のお申し込みをされたとき
 - ② 1世帯で2区画以上のお申し込みをされたとき
 - ③ お申込者に申込資格がなかったとき
 - ④ 堺市霊園のご使用者または、その世帯員の方が申し込みをされたとき
 - ⑤ 虚偽の申告や、申込書等に虚偽の記載があったとき
 - ⑥ 提出していただいた書類の不備等により、受付後に欠格事由が判明したとき
- 5 受付無効の際は、その旨を郵送にて通知します。

使用者決定方法

抽選募集区画の申込受付について

- ・ 募集区画ごとにお申し込みを受付ます。ただし、同一区画に複数のお申し込みがあった場合は、抽選により使用者を決定します。
- ・ お申し込み者がお一人だけの区画は、無抽選でその方の当選となります。
- ・ 前日までのお申し込み状況につきましては、堺市霊園管理事務所入口および指定管理者ホームページに掲載いたします。ただし、電子申請システムでのお申し込み分は反映されていない場合がありますのでご了承ください(情報取得までに時間を要するため)。

先着順募集区画の申込受付について

- ・ 募集対象区画は、その区画を先に申し込まれた方が使用者になります。
- ・ お申し込みは霊園管理事務所窓口でお受けします。募集期間中に、霊園管理事務所に必要書類をお持ちいただき、直接使用許可の申請手続きを行なってください。

《ご注意》

堺市電子申請システムや郵送によるお申し込みはできません。

お申し込み受付後の区画変更はできませんので、ご希望される区画につきましては、必ず現地をご確認のうえでお申し込みください。

※ 重複する部分もありますが、詳細は1ページの『先着順募集区画の申込受付』と8ページの『先着順募集区画について』をご覧ください。

抽選募集区画について

お申し込み方法

・ 堺市電子申請システムによるお申し込み

『堺市 電子申請』で検索または右のQRコードをご利用ください

堺市 電子申請 検索



【堺市電子申請システムのURL】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/portal/home>

・ 郵送によるお申し込み

この「しおり」巻末の「堺市霊園使用申込書」に必要事項をご記入のうえ、郵送してください。

お申し込みをされた方には、受付番号が記載された「受付番号控」を郵送いたします。抽選の際は、この「受付番号」が抽選番号になります。

《ご記入についての注意事項》

- 1 ご住所とお名前は住民票どおりにご記入ください。
- 2 14ページに抽選募集区画の地図を添付しています。必ず現地をご確認のうえ、区画名とご希望の区画番号を申込書にご記入ください。

* 募集区画の地図は、霊園管理事務所（堺市立霊堂1階）の窓口にも備え付けていますのでご活用ください。

《ご注意》

お申し込み後の区画変更はできません。ご希望の区画につきましては、必ず現地をご確認のうえでお申し込みください。

- 3 抽選会への参加についてもご記入ください。

※ お申し込みの際にご記入（ご入力）いただいた情報は、抽選結果に係わらず返却できません。あらかじめご了承ください。

➡お預かりした情報は堺市霊園管理事務所の責任の下、適切な方法で破棄致します。

お申し込みの受付先

- ◎ 受付場所 堺市霊園管理事務所
- ◎ 受付期間 令和8年9月15日(火)から令和8年9月30日(水)まで
毎日受付（土・日、祝日も受け付けます）
- ◎ 受付時間 窓口：午前9時から正午、午後0時45分から午後5時まで
住所 〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺773番地
- ※ 郵送でお申し込みの場合は、令和8年9月30日の消印まで有効です
- ※ 電子申請システムは24時間受付。最終日は午後11時30分まで

抽 選

同一区画に複数のお申し込みがあった場合は、抽選により使用者1名を決定します。

※ 応募期間中の、当選確率（抽選倍率）の表示はいたしません。（電子申請システムによる申込状況の確認には時間を要することから、正確な日々の応募状況を把握する事ができません。結果的に、ご応募いただく皆様方にご迷惑をおかけすることにもなりかねないため）

◎ 抽選日時および抽選会場

日 時 令和8年10月11日(日) 午前10時から
会 場 堺市立霊堂管理棟の2階会議室

※ 抽選にご参加いただけるのは、お申し込み者またはその親族の方1名のみです。
なお、参加者多数の場合は入場制限を行うことがありますのでご了承ください。

- ・ 10月16日（金）に、お申し込み者の方全員に抽選結果を郵送いたします。
- ・ 抽選結果について、電話でのお問い合わせはお受けできません。
- ・ 当選者の方には、抽選結果と『堺市霊園使用許可申請書』を郵送いたします。
- ・ 当選資格を辞退される方は、抽選結果到着後速やかにご連絡をお願いします。

※ 当選者番号は、堺市ホームページと堺市霊園管理事務所正面入口横にも掲示します。

使用許可申請の手続

抽選に当選された方と応募者がお一人だけの区画へ応募された方のお手続です。

1. 堺市霊園使用許可申請書の提出

- ① 当選結果通知に同封されていた『堺市霊園使用許可申請書』と『誓約書』に必要事項をご記入のうえ、②に記載されている受付期間中に、第2項に記載の必要書類を添えて、堺市霊園管理事務所までお持ちください。

※ 直接ご説明を差し上げたい事柄もございますので、郵送での申請はお受けしておりません。ご不便をおかけしますが、あしからずご了承ください。

- ② 受付期間や場所は下表のとおりです。

◎ 受付期間：令和8年10月20日（火）から令和8年10月31日（土）まで
毎日受付（土曜・日曜も受け付けます）

◎ 受付時間：午前9時から正午、午後0時45分から午後5時まで

◎ 受付場所：堺市霊園管理事務所（堺市立霊堂管理棟の1階）
住所 〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺773番地

※ 令和8年10月31日（土）までに使用許可申請書のご提出が無い場合は、辞退されたものとみなして取り扱いますので、当選は無効になります。

2. 必要書類

- ・ 第1項記載の『堺市霊園使用許可申請書』と『誓約書』 各1通

※書類に虚偽の記載があった場合、申請は無効になります。

- ・ 交付日が令和8年9月1日以降で、申請者ご本人の本籍および世帯員全員が記載された住民票（但し、マイナンバーが記載されていないものに限り）の原本。 1通

先着順募集区画について

- ・ お申し込みの区画は、1世帯につき1区画のみです。
- ・ お申し込みの際は、必ず現地を見学されてから、ご希望の区画をお選びいただき、令和8年11月24日（火）午後5時までに、「堺市霊園使用許可申請書」と、お申し込みに必要な書類を、堺市霊園管理事務所に直接提出してお申し込みください。
- ・ お申し込みいただいた順番で受け付けいたします。
- ・ お申し込みには、令和8年9月1日以降に発行された住民票原本1通が必要です。

※ 住民票は、交付日が令和8年9月1日以降で、申請者様ご本人の本籍および世帯員全員の記載が必要です（但し、マイナンバーが記載されていないものに限ります）。

《ご注意》

先着順募集の区画は、堺市電子申請システムでの受付はできません。

霊園使用許可証の交付

抽選募集区画お申し込み・先着順募集受付の両方に共通する事項です

○ 使用料の納入方法について

- ・ 使用許可申請で書類審査に合格した方へは、使用料納入通知書をお送りしますので、令和9年1月22日（金）までに納入通知書裏面記載の金融機関でお支払いください。
- ・ 納入期限までに使用料を納付されなかった場合は、辞退されたものとみなしますので、申請は無効になります。ご注意ください。

○ 使用許可申請後に辞退される場合について

- ・ 令和9年1月22日（金）までにご連絡をお願いします。辞退届を郵送しますので、ご記入のうえ、速やかにご返送ください。

※ 申請が無効になった場合や辞退された場合でも、住民票原本を含む、お預かりした書類一式は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

➡お預かりした書類は堺市霊園管理事務所の責任の下、適切な方法で破棄致します。

- ・ 堺市霊園使用許可証は、使用料の納入が確認され次第、順次郵送します。
- ・ 墓地の使用開始日は令和9年4月1日（木）です。
- ・ 受け取られた堺市霊園使用許可証は、後日の各種手続（巻石や墓碑建立などの工事許可申請、埋蔵届等）に必要なため、大切に保管してください。
- ・ 令和9年4月1日以降に令和9年度の管理料納入通知書を郵送しますので、納入通知書裏面に記載のある金融機関、コンビニエンスストア等でお支払ください。

※ 霊園ご使用に際し、ご注意いただきたい事項がございます。詳しくは、次ページの『ご使用に際しての注意事項』をご確認ください。

抽選対象区画へのお申し込みで当選された方は、使用料のお支払いから使用開始日までの期間が長くなる場合もありますが、なにとぞご了承ください。

ご使用に際しての注意事項

1. 巻石や墓碑等を設置する場合は工事許可申請の手続きが必要です。次の基準に従い、工事許可申請書を提出してください。なお、申請時には堺市霊園使用許可証（写し）を添えてください。
 - ① 墓碑およびこれに類するものの高さは、盛土から2メートル以内です。
 - ② 盛土の高さは0.6メートル以内です。
 - ③ 区画の境界から1.5センチメートル以上の間隔をあけて、高さ0.6メートル以内の巻石を設置してください。
 - ④ 巻石の上部には玉垣以外のものは設置できません。
- 2 焼骨を埋蔵（納骨）しようとするときは、火葬許可証や改葬許可証または分骨を証する書類に、堺市霊園使用許可証を添えて届出する必要があります。
- 3 使用者が転居等により住所が変わったときや、改名等により氏名が変更されたときは、住民票または戸籍謄（抄）本等の本人確認書類を添えて申請をしてください。
- 4 使用者の死亡やその他の事由により墓地の使用権を承継しようとするときは、速やかに墓地を引継ぐ者（承継者）を定め、必要書類を添えて承継の申請を行い、堺市の承認を受ける必要があります。
- 5 墓地が不要になったときは返還手続を行ってください。この場合は、墓石等（巻石・盛土を含む）を総て撤去してください。なお、既納の使用料および管理料は、堺市霊園条例の規定に基づいて還付を行いません。

《使用料および管理料還付額は次のとおりです。》

 - ① 使用開始日前に使用許可の取消しを申し出て認められた場合
➡ 既納使用料の全額
 - ② 使用開始日から3年以内で未使用の場合
➡ 既納使用料の5分の4に相当する額と、返還時点での残存月割管理料額（ひと月に満たない日数があるときはこれを切り捨てた月数とする。残存月割管理料の算出方法は以下の③と④も同じ）の合計
 - ③ 使用開始日から3年以内で改葬跡地の場合
➡ 既納使用料の5分の3に相当する額および、返還後の残存月割管理料額
 - ④ 使用開始日から3年を経過している場合
➡ 既納使用料の2分の1に相当する額および、返還後の残存月割管理料額
- 6 次の事項に該当するときは、使用許可が取り消されたり使用権が消滅することもありますので、ご注意ください。
 - ① 許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - ② 管理料を3年間納めなかったとき。
 - ③ 墓地の使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
 - ④ 法令または堺市霊園条例、もしくは霊園条例に基づく指示に違反したとき。
 - ⑤ 使用者が死亡した日から起算し、3年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
 - ⑥ 使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

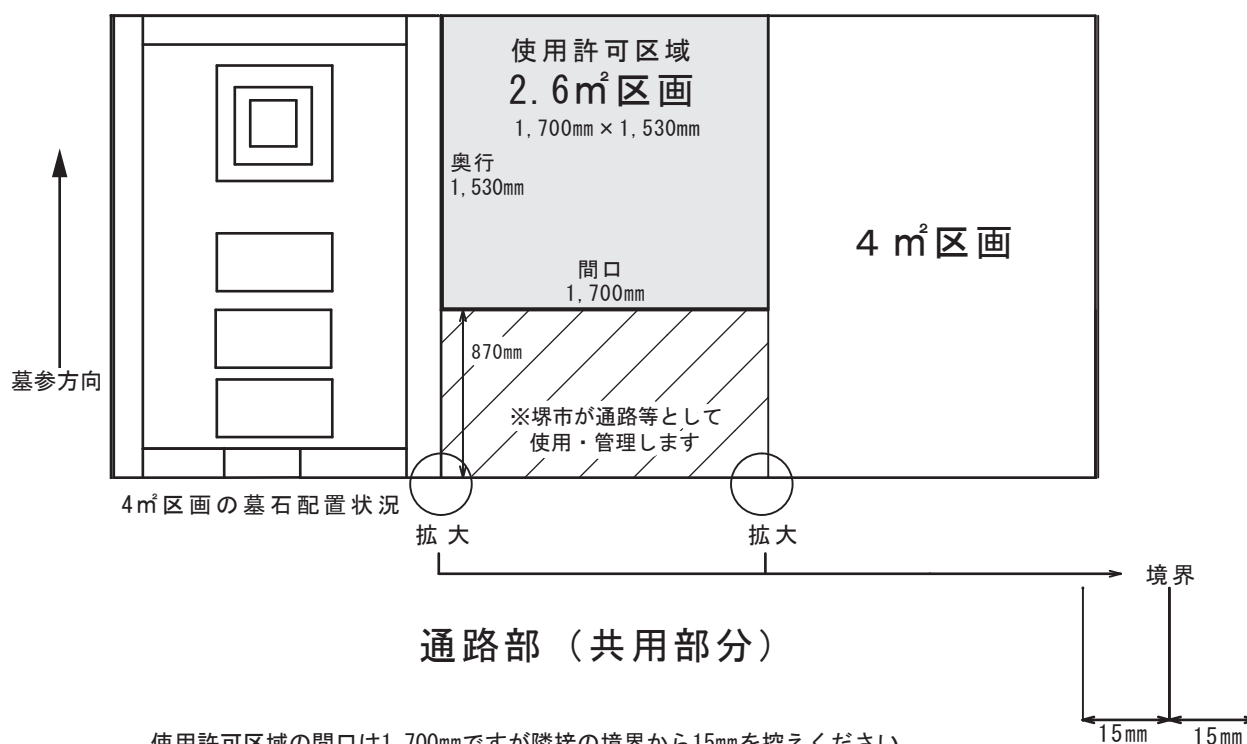
【こでまり区の使用許可区域について】

※こでまり区を申し込まれる方は、以下をご確認ください。

4 m²の区画を2.6 m²に再整備します。

使用許可区域は下図のとおりです。

通路部（共用部分）



使用許可区域の間口は1,700mmですが隣接の境界から15mmを控えてください。
よって巻石（間口）最大寸法は1,700mm－15mm－15mm＝1,670mmとなります。
なお、巻石（奥行）の最大寸法は1,530mmです。

【お問い合わせ先】

堺市霊園管理事務所（指定管理者 株式会社オフィスSKG）

〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺7 7 3番地

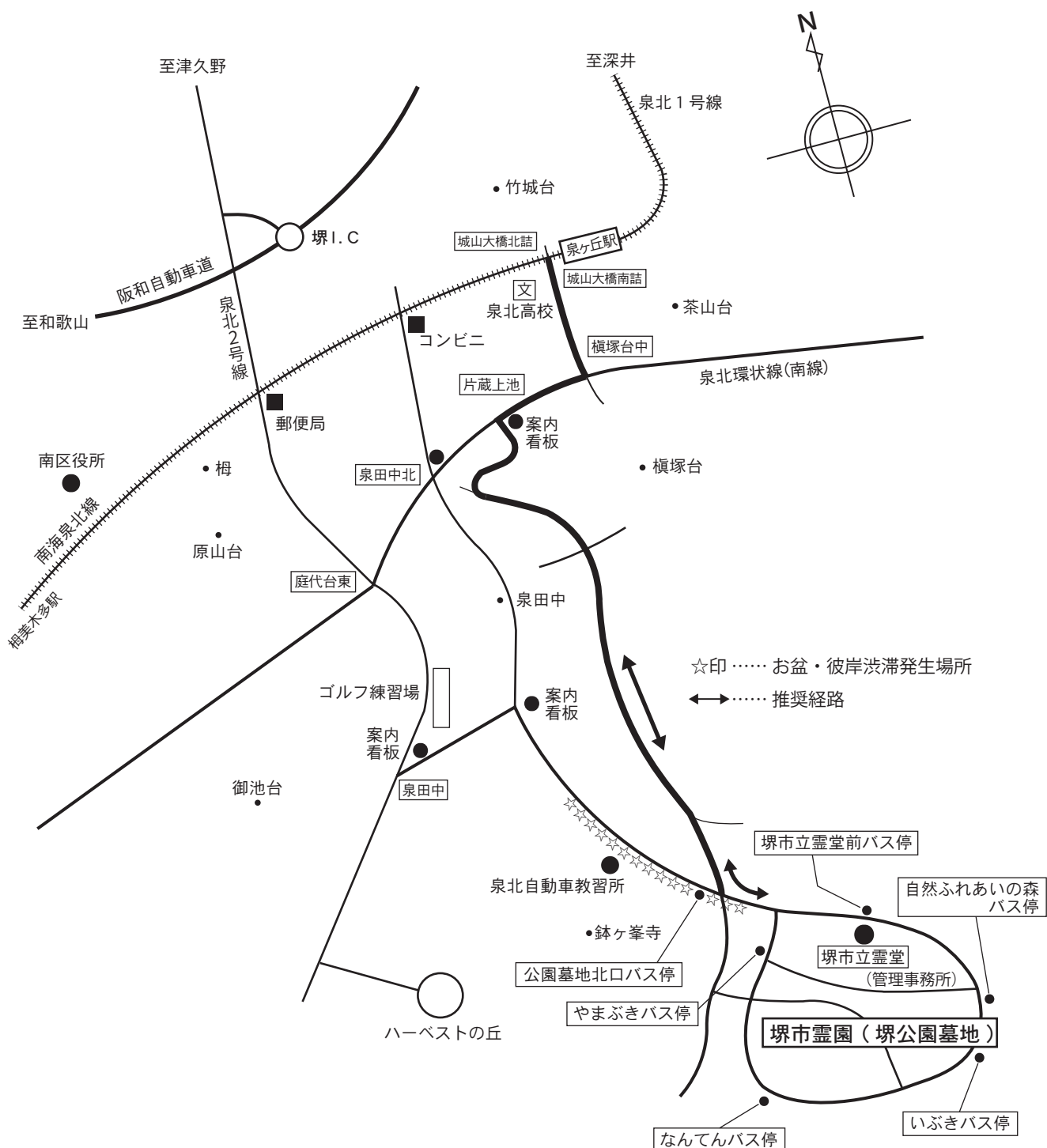
電話（072）292－7455 FAX（072）292－4431

E-mail : sakaishi-reien@sakai-reien.jp

堺市霊園位置図(略図)

堺市霊園へは南海泉北線「泉ヶ丘駅」より、南海バス②番乗り場「鉢ヶ峯」行きに乗車し、最寄りのバス停で下車してください。

日曜日・休日には直行バスがあります。「やまぶき」、「堺市立霊堂前」、「自然ふれあいの森」、「いぶき」、「なんてん」バス停をご利用ください。



令和8年度 堺市霊園空き墓地募集区画一覧表（1/2）

【2. 6㎡】	1.3×2.0
区画名	区画番号
こぶし	10
	37
	39
	58
	132
	206
	251
	269
	286
	317
	398
	401

【2. 6㎡】	1.7×1.53
区画名	区画番号
こでまり	240
	250
	267
	295
	302
	331
	346
	356
	359
	367
	370
	374
	408

⇒ 抽選対象区画

⇒ 先着順受付区画

寸法は間口×奥行(m)です
※こでまり区は10ページを
ご参照ください

【2. 6㎡】	1.7×1.53
区画名	区画番号
こでまり	17
	52
	54
	84
	87
	105
	109
	121
	134
	186
(4.0㎡を2.6㎡に再整備した区画です)	220
	235
	239

【4. 0㎡】	1.7×2.4
区画名	区画番号
P (こちらの区画の のみ寸法が 2.0×2.0 になります)	33
	61
	63
	64
	67
	85
	121
	154
	206
	214
りょうぶ1	258
	271
	292
	137
りょうぶ2	139
	26
	82
	83
りょうぶ3	106
	224
	203
	223
つばき	227
	2
	88
	123
	171
	172
	196
	246
	292
	376
	426
	474

【4. 0㎡】	1.7×2.4
区画名	区画番号
つつじ	32
	85
	86
	87
	106
	113
	177
	241
	309
	329
うつつぎ	330
	361
	392
	483
じんちようげ	497
	519
	542
	552
	20
	38
	47
	185
	223
	402
	403
	478
	480
	483
	536
	561
	569
	624
	655
	671

【4. 0㎡】	1.7×2.4
区画名	区画番号
じんちようげ	692
	696
	697
	698
	759
	785
	804
	873
	891
	908
くちなし	1
	4
	8
	26
うつつぎ	158
	164
	202
	324
	408
	422
	444
	597
	656
	7
	21
	95
	106
	130
	228
	238
	239
	240
	253
	259

【4. 0㎡】	1.7×2.4
区画名	区画番号
はくちようげ	16
	41
	43
	66
	152
	161
	193
	202
	229
	298
にしきぎ	331
	332
	363
	365
はぎ	442
	471
	2
	9
	58
	105
	132
	133
	168
	186
	250
	58
	79
	144
	223
	253
	262
	299
	300

【4. 0㎡】	1.7×2.4
区画名	区画番号
こなら	10
	151
	154
	157
	159
	370
	416
	433
	460
	469
かえで	478
	542
	575
	27
なんてん	87
	112
	149
	269
	287
	317
	377
	390
	482
	489
	505
	512
	82
	156
	280
	302
	463
	466
	509

【4. 0㎡】	1.7×2.4
区画名	区画番号
P (こちらの区画の のみ寸法が 2.0×2.0 になります)	1
	2
	7
	9
	18

令和8年度 堺市霊園空き墓地募集区画一覧表（2/2）

【6.0㎡】	2.0×3.0	2.0×3.0
区画名	区画番号	区画番号
P	20	2
	75	3
	76	10
	104	142
	117	157
	118	234
	125	291
	137	299
くぬぎ	150	307
	154	314
	175	317
	5	7
	12	25
そよご1	48	95
	92	198
	95	284
	11	366
	18	367
そよご2	27	372
	109	425
	135	3
	137	15
そよご3	17	25
	22	40
	59	51
	15	1
	21	6
	85	7
		11
		16
		29
		57
		236

【6.0㎡】	2.0×3.0	2.0×3.0
区画名	区画番号	区画番号
あせび	237	108
	419	119
	421	142
	502	143
	503	144
	506	145
	515	147
	517	172
あじさい	526	1
	3	4
	8	68
	18	95
	51	151
	53	171
	76	198
	93	199
れんぞう	101	75
	133	192
	237	211
	238	317
	329	321
	407	366
	408	376
	423	36
ゆきやなぎ	424	47
	430	82
	7	96
	37	140
	57	
	69	
	12	
	90	
つばき		
さざんか		

【6.0㎡】	2.0×3.0	2.0×3.0
区画名	区画番号	区画番号
はなみずき		
えにしだ		
いぶき		
うつぎ		
は ぎ		

【8.0㎡】	3.2×2.5	3.2×2.5
区画名	区画番号	区画番号
さざんか	27	22
	52	29
	11	32
むくげ	73	7
	88	40
	120	25
つ げ	123	36
	111	1
	3	44
はなみずき	8	
	33	
	39	
	43	
つ げ	67	

【12.0㎡】	4.0×3.0	4.0×3.0
区画名	区画番号	区画番号
もくせい		
むくげ		
つ げ		
はなみずき		

【16.0㎡】	4.0×4.0	4.0×4.0
区画名	区画番号	区画番号
もくせい	3	
	13	
つ げ	1	
	7	

⇒先着順受付区画

こぶし区 (2.6 m²)



空き墓地募集区画位置図

■ (赤線部分) 区画案内看板設置位置



- ※印のところはご記入しないでください。
- 電算処理をしますので、ハッキリとご記入ください。
- 太線内をご記入ください。
- 申し込まれる墓地の区画名および区画番号をご記入ください。
- 右側の令和8年度堺市霊園使用申込書受付番号控にも申込者氏名、区画名および区画番号をご記入ください。
- 黒または青色のボールペンでご記入ください。（エンピツ書きは無効）

受付日 令和8年 月 日

※ 受 付 番 号	※ 使用 者 コード

抽選募集区画申込み

堺市霊園使用申込書

令和8年 月 日

堺市長 殿

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申し込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

区画名および区画番号		区		号
住 所	〒 - (住民登録上の住所) 堺市 区			
ふりがな				
氏 名				
連 絡 先	(携帯 - -) (電話 - -)			

抽選会への参加について
どちらかに○印をご記入ください。

参加する	参加しない
------	-------

- * 「参加する」に記入した場合でも、ご希望に沿えないことがあります、ご了承ください。
- * 抽選会への参加について記入がないものは「参加しない」として取り扱います。
- * 堺市暴力団排除条例に基づき、必要に応じて関係機関に住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

6〜7ページの「抽選募集区画について」をよくお読みになったうえで、お申し込みください。

令和8年度 堺市霊園使用申込者受付番号控

※太線内をご記入ください

申込者氏名	
区 画 名	区 画 番 号
区	号
受 付 番 号	受 理 印

(注)受付番号が抽選番号になっておりますので、大切に保管してください。

抽選会への参加について（お知らせ）

使用申し込み後の予定について

- 申し込み区画に複数の申し込みが無い場合
応募申込み受付後、当選通知をします。
- 申し込み区画に複数の申し込みがあった場合
10月11日(日)に抽選を行います。

時間 午前10時
場所 堺市立霊堂(管理棟)2階 会議室

【お問合せ先】

〒590-0125
堺市南区鉢ヶ峯寺773番地
堺市霊園管理事務所
電 話 (072) 292-7455
FAX (072) 292-4431
E-mail : sakaishi-reien@sakai-reien.jp

(切り取らないでください)